

民生文教常任委員会

- 1 開 議 令和4年6月20日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 委員会室3
- 3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第44号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

民生文教常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	新巻満雄	出席
委員	大塚正義	出席
	前田則隆	出席
	滝田一郎	出席
	大豆生田春美	出席
	引地達雄	出席

当局	市民生活部長	松浦正男	出席
	生活環境課長	小室雄司	出席

事務局	長谷川淳	出席
	土屋大貴	出席

◎開 会

午前 9時59分 開会

○委員長（高瀬重嗣） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

当局の出席者は、市民生活部長、生活環境課長です。

◎議案第44号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第44号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（松浦正男） 議案第44号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところですが、本日は担当の小室生活環境課長より改めて詳細についてのご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） それでは、私から議案第44号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

260ページ、議案書補助資料を御覧ください。大規模な自然災害で被災した場合、災害廃棄物の大量発生が予想され、国、県及び市は適正かつ円滑で迅速な処理が求められます。このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、大規模災害の際に市が災害廃棄物処理施設を設置する場合の設置手続期間短縮などの特例を設けており、これらを適用させるため、政令で定める事項について条例に規定する必要があることから、条例の一部を改正するものです。

特例に係る主な内容は、平常時に一般廃棄物処理施設を設置する場合は知事の許可が必要になりますが、非常災害の場合は特例により届出で設置が可能となります。しかし、生活環境影響調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧対象となる一般廃棄物処理施設の種類及び縦覧の場所、期間等について条例等の規定が必要となります。また、災害時に市から廃棄物処理の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合も特例により届出で設置可能となります。同様に、生活環境影響調査の結果を記載した書類の公衆の縦覧対象となる一般廃棄物処理施設の種類及び縦覧の場所、期間等について条例等へ規定をする

必要があります。

261ページ、新旧対照表を御覧ください。本則第10条、第12条、第13条につきましては、表記の統一のための修正となります。

第18条、市による生活環境調査の結果の縦覧等につきましては、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する際の届出の規定として生活環境影響調査結果を記載した書類の公衆への縦覧と意見書の提出機会の付与が必要となることから、市が設置する場合の手続を規定いたします。

なお、対象となる一般廃棄物処理施設の種類の記載が必要があることから、第1項第1号で焼却施設、第2号で最終処分場と明記し、第2項では公告について、第3項では添付書類を、第4項では縦覧場所を、第5項では縦覧期間を、第6項では意見書の提出先を、第7項では意見書の提出期限を、第8項では縦覧等の手続のみなし規定を、第9項では設置する施設が他の市町村の区域に及ぶ場合についてをそれぞれ規定しています。

次に、第19条、市による非常災害に係る生活環境調査結果の縦覧期間の特例につきましては、あらかじめ一般廃棄物処理計画に定め、知事の同意を得ていた一般廃棄物処理施設を災害時に設置しようとする場合、前条に規定します縦覧期間について短縮できることを規定しております。

第20条、災害廃棄物処理受託者による生活環境調査結果の縦覧等につきましては、市から災害廃棄物の処理委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する際の届出の規定として、生活環境影響調査結果を記載した書類の公衆への縦覧と意見書の提出機会が必要となることから手続を規定しております。第1項で焼却施設と明記し、第2項で公告について、第3項では添付書類を、第4項では縦覧場所を、第5項では縦覧期間を、第6項では意見書の提出先を、第7項では意見書の提出期限を、第8項では設置する施設が他の市町村の区域に及ぶ場合についてをそれぞれ規定しております。

最後に、改正前条例第18条は、新たな3つの条文を追加したことにより第21条に繰下げいたします。

259ページ、改正文を御覧ください。附則として、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎） 旧と新の対比表なのですが、この中で、これちょっと悩ましい話というか、私が認識不足というか、非常にどっちかなと迷う場合が非常に多いのです。というのは、この10条2項の毀損の「キ」は平仮名か漢字かという話と、それから13条で「順守」と「遵守」、これは常に迷うのです、私も。最近ではむしろ旧のほうだというふうに私は認識しているのですけれども、これは何で今回、特に何か国か県に合わせたとか、他の条例とか、それを専門の法規係、今ありますよね。そこがそういうふうに統一しようということで進めたのか、ちょっと参考までに。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） お答えいたします。

委員がお示しのとおり迷うところで、これにつきましては、市の例規審査委員会のほうで、市の条例についてはこういうような文言で統一しましょうということで改正いたしております。

○委員長（高瀬重嗣） 滝田委員。

○委員（滝田一郎） さらに言うと、何となく最近、難しい言葉から優しくしてきたではないですか、世の中の流れが。何かこれちょっと逆行するような気がするのです。ここで議論してもどうにもならない話かとは思いますが、ちょっと気持ち的にそういう気がして。ちょっと逆行しているのではないかなというところが感じられてきて。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） ここでちょっと、総務法規係のほうで一応市として、こういうふうに決めましょうといった決めごとなので、これに従う形なのですが、私もちょっと調べたところ、例えば「ジュンシュ」、これにつきましては、新聞報道などは優しい文字でやって、法規なんかはこの難しい字でやるというのが出ていました。

○委員長（高瀬重嗣） ちょっと止めていいですか。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○委員長（高瀬重嗣） 会議を再開いたします。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） では、お聞きします。

処理施設を指定する際の基準というかそういったものというものはあるのですか。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） こちらの指定するものですが、国の条例では処理施設という形で明記しておりまして、ただ条例でこの処理施設というのは、要は燃やすだけではなくて破碎とか全てが入ってしまうのです。なので、こちらの条例で「焼却施設」と明記することによって破碎施設とかが除外になる形になるのです。そうしますと、まず仮設の処理施設に破碎施設なんかを置くときには、この条例で「焼却施設」と明記していれば、その届出はしないで設置することが可能ということになりますので、期間短縮が図れるという形になります。

○委員長（高瀬重嗣） 市民生活部長。

○市民生活部長（松浦正男） 補足なのですが、前回の台風19号ですか、県南のほうかなり被害がひどかったのがあるのですが、あそこで既存の施設のほうで処理できなくて、仮置場にいっぱいごみが集まってしまったと。当然そこで破碎ができればごみの量も少なくなって減容ができたというところなのですが、この条例がなかったことでその破碎施設を造ることができなかったということがありました。国のほうでもそういった災害のときに国のほうの規則は変えているのですが、条例で規定していなかったことによってできないということがありましたので、今回うちのほうが条例改正することによって、そういった今回焼却施設と最終処分場とわざわざ規定することによって、それ以外のものは該当しないということで、災害に即時対応できるということが、この条例がないと逆にできないということになるので、今回の条例改正はそういった意味も入っています。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 前田委員。

○委員（前田則隆） この災害時の廃棄物の問題なのですが、大田原市が協定を結んでいるところが災害が起きたときのそういうごみ処理の引受けの条例というか、そういう受けるための法律的な裏づけというのはあるのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 他の市町村での引受けの規定というのですか縛りというのですか、そういうものはございません。なので、うちのほうの災害処理計画書の中にも協定の一覧を入れさせていただきますので、もし市内で災害時の廃棄物の処理が間に合わないという場合には、そういったところに協議をさせていただきますして、受入れしていただけるところには受入れしていただくという形になると思います。

○委員長（高瀬重嗣） 前田委員。

○委員（前田則隆） 大田原市がまだ被災を受けていないときのほかからの来るものの条例とか、あるいは自分のものをほかにもお願いする、そういう相互交換も必要だと思うのですが、どうですか。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） 相互というのは必要かもしれないのですけれども、起こったときに、その場で助け合いという形になりますので、改めて、1回引き受けたから必ず引き受けてくれよというような形にはならないかと思うのですが。

○委員長（高瀬重嗣） 前田委員。

○委員（前田則隆） いずれにしても条例をつくっておかないと受け入れられないということですよ。

○委員長（高瀬重嗣） 生活環境課長。

○生活環境課長（小室雄司） そうですね、そのとおりだと思います。こちらのほうで他の市町村で処理する場合というふうに掲示しておりますので、そういった場合にはこれにつきまして環境調査のほうですか、実施する形になります。

○委員長（高瀬重嗣） この条例に基づいてということですね。

○生活環境課長（小室雄司） はい。

○委員長（高瀬重嗣） 大丈夫ですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 意見はないようですので、終わります。

それでは、採決いたします。

議案第44号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前10時13分 散会